

香美町介護職員確保対策事業（奨学金返済支援）助成金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護サービス事業所における介護職員の人材確保を目的に、若手職員に対する奨学金返済支援制度を設け、手当又は賞与への加算等（以下「手当等」という。）として奨学金返済のための金銭を支給する事業者に対し、町が予算の範囲内で助成金を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成 1 7 年香美町規則第 3 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 本町に事業所を有する介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業所、介護医療院又は基準該当居宅サービスを行う事業所をいう。ただし、香美町、公立香住病院又は公立八鹿病院組合が設置する事業所を除く。
- (2) 事業者 前号の事業所を運営する者をいう。
- (3) 介護職員 事業所利用者への介護及び看護サービスの提供や相談、指導業務等に専ら従事する者をいう。
- (4) 県社協要綱 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が定める社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱をいう。
- (5) 県中小企業要綱 一般財団法人兵庫県雇用開発協会が定める中小企業奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱をいう。

（助成金の対象事業者）

第 3 条 助成金の交付の対象者（以下「対象事業者」という。）は、第 6 条の規定による助成金の交付申請（以下「交付申請」という。）を行った日の属する年度

(以下「対象年度」という。)の県社協要綱第10条又は県中小企業要綱第10条に定める補助金の交付決定を受けた事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象事業者としない。

- (1) 町税の滞納がある者又は必要な申告を行っていない者
- (2) 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第1号及び第2号の規定に該当する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、助成金を交付することが適当でないと町長が認める者

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、対象事業者が次の各号のいずれにも該当する介護職員（以下「助成対象職員」という。）に対して支給した手当等とする。

- (1) 県社協要綱第5条及び第7条第1項第2号又は県中小企業要綱第5条及び第7条第1項第2号に規定する職員向け補助金の対象職員である者
- (2) 県社協要綱第6条又は県中小企業要綱第6条に定める補助対象とする期間内にある者

2 国県等からこの助成金と同種の助成金等の交付を受けている、又は今後受けようとする経費は除くものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費から県社協要綱第7条第1項第1号又は県中小企業要綱第7条第1項第1号に定める補助額を控除した額の2分の1とし、職員1人につき年6万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、香美町介護職員確保対策事業（奨学金返済支援）助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長が別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 県社協要綱第10条又は県中小企業要綱第10条に規定する補助金交付決定通知書の写し

- (2) 県社協要綱第9条第1項又は県中小企業要綱第9条第1項の規定による補助金の交付申請を行った際に提出した事業計画書の写し
 - (3) 助成対象職員が対象年度内に返済する奨学金の額及び奨学生番号が記載された書類の写し
 - (4) 手当等の支給の根拠となる規定を定めた就業規則等の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、香美町介護職員確保対策事業（奨学金返済支援）助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、県社協要綱第13条第1項又は県中小企業要綱第13条第1項の規定による通知を受けたときは、香美町介護職員確保対策事業（奨学金返済支援）助成金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 県社協要綱第13条第1項又は県中小企業要綱第13条第1項に規定する補助金額確定通知書の写し（県社協要綱第13条第2項又は県中小企業要綱第13条第2項の規定により交付を省略されている場合を除く。）
 - (2) 県社協要綱第12条又は県中小企業要綱第12条に規定する実績報告書の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があつたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、香美町介護職員確保対策事業（奨学金返済支援）助成金確定通知書（様式第4号。以下「確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた申請者は、香美町介護職員確保対策事業（奨学金返済支援）助成金請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）

を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。